

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の説明書

外
務
省

目次

一 概説	一
1 改正の成立経緯	一
2 改正の受諾の意義	一
3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 改正の内容	二
1 銀行の業務の地理的範囲の拡大	二
2 特別基金を通じた潜在的な受益国に対する支援	二
三 改正の効力発生	二
1 協定第一条の改正	二
2 協定第十八条の改正	二
四 改正の実施のための国内措置	三
(参考)	四

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）は、中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革を支援するため、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国の市場指向型経済への移行等を促進することを目的として設立された国際開発金融機関である。欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）は、平成二年（千九百九十年）パリにおいて作成され、我が国は、平成三年（千九百九十一年）四月にこの協定を締結した。平成二十四年（二千十二年）二月一日現在、銀行の加盟者は、我が国を含む六十三箇国及び二の機関である。

(2) 平成二十二年（二千十年）十二月以降、急速な民主化等に伴う課題に直面したアラブ諸国が国際社会に対して支援を求めたことを受け、平成二十三年（二千十一年）五月のG8サミットにおいて、G8は、銀行の業務の地理的範囲を拡大するよう要請した。また、同月に開催された銀行の年次総会においては、理事会に対し、銀行の業務の地理的範囲拡大のための論点について議論を取りまとめ、同年七月末までに総務会に勧告を行うよう要請することが合意された。これを受け、銀行の理事会で議論が重ねられ、同年七月、理事会から総務会に対して銀行の業務の地理的範囲の拡大等とする協定の改正について勧告が行われ、同年九月三十日、ロンドンにおいて、当該改正に関する総務会決議が採択された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、銀行の業務の地理的範囲を地中海の南部及び東部の諸国に拡大すること等について定めるものである。我が国がこの改正を受諾することは、民主化及び市場指向型経済への移行を進める地中海の南部及び東部の諸国に対する国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

(1) この改正の発効は、急速な民主化等に伴いとりわけ緊急の支援を必要としているエジプト等に対する支援を可能にするものであ

り、銀行への出資国第一位である米国に次いで、フランス、ドイツ、イタリア及び英国と並んで第二位の出資国である我が国としても、その支援の一環として、この改正を可能な限り早期に受諾する必要がある。

(2) 協定第一条の改正の発効には全ての加盟者の受諾が必要である。また、協定第十八条の改正の発効についても、加盟者の四分の三以上の多数であつて加盟者の総投票権数の五分の四以上を有するものの受諾が必要となっている。そのため、我が国としても早期にこの改正を受諾し、発効に向けて他の加盟者の早期の受諾を促すことが重要である。

二 改正の内容

この改正の概要は、次のとおりである。

1 銀行の業務の地理的範囲の拡大

銀行は、現在の受益国（支援対象国）である中欧及び東欧の各国並びにモンゴルに加え、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により受益国とすることを決定する地中海の南部及び東部の諸国においても、その目的を達成することができる（協定第一条の改正）。

2 特別基金を通じた潜在的な受益国に対する支援

地中海の南部及び東部の諸国への支援の緊急性に鑑み、銀行は、受益国でない加盟者からの要請に基づき、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により、一定の条件の下で当該受益国でない加盟者が潜在的な受益国としての資格を有することを決定することができる。銀行は、当該潜在的な受益国において、協定の関連規定等に合致する方法及び条件により特別基金を使用することができる（協定第十八条の改正）。

三 改正の効力発生

1 協定第一条の改正

協定第一条の改正は、協定第五十六条2(i)(d)及び3の規定並びに平成二十三年九月三十日の総務会決議により、全ての加盟者が受諾し、その事実を銀行が全ての加盟者に宛てた公式の通報によって確認した日の後七日で効力を生ずることとされている。

2 協定第十八条の改正

協定第十八条の改正は、協定第五十六条1及び3の規定並びに平成二十三年九月三十日の総務会決議により、加盟者の四分の三以上の多数であつて加盟者の総投票権数の五分の四以上を有するものが受諾し、その事実を銀行が全ての加盟者に宛てた公式の通報によつて確認した日の後七日で効力を生ずることとされている。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十三年九月三十日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十四年二月一日現在 未発効
- 3 受諾国 平成二十四年二月一日現在 五箇国及び一機関
ブルガリア、大韓民国、リヒテンシュタイン、ルーマニア、アメリカ合衆国、欧州投資銀行